

正誤表
P5 表2-1-24 誤) 236億ユーロ 正) 263億ユーロ
P6 表2-1-26 誤) 71,1944ユーロ以下 正) 71,194ユーロ以下
P9 表2-1-27 誤) 2022年 正) 2020年
掲載日：2024(令和6)年1月30日

第2章第1節 フランス共和国 (French Republic) 社会保障施策

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、2022年5月に誕生した第2期マクロン政権だったが、感染状況の落ち着きを踏まえ、8月1日以降、衛生緊急事態を終了させ、入国時の検疫手続きを撤廃するなど、これらの対応に一定の区切りをつけた。現在、第1期選挙時からの公約である年金制度改革に向けて取り組んでいるところだが、少数与党による舵取りが困難な国会運営に加え、改革に反対する大規模なデモやストライキが起こるなど、今後の調整が難航することが予想される。

1 概要

(1) 社会保障制度

フランスの社会保障制度は、大きく社会保険制度 (Assurance sociale) と社会扶助制度 (Aide sociale) に分けられる。

社会保険制度は、保険料によってまかなわれる制度であり、老齢保険 (年金) (Assurance vieillesse)、医療保険 (Assurance maladie)、家族手当等に分かれている。また、職域に応じて多数に分立し複雑な制度となっているが、その中で加入者数が多く代表的なものが、民間の給与所得者を対象とする一般制度である (表 2-1-22)。介護保険に相当するものとして高齢者自助手当 (APA : Allocation personnalisée d'autonomie) (5 (1) 八参照) がある¹。

制度の分立に伴う各制度間の人口構成上の不均衡を是正するため、1975年以来、老齢保険、医療保険及び家族手当について全制度を通じた財政調整が実施されている。社会保険制度の保険料は労使での分担となっており、使用者負担の割合が非常に大きいことが特徴である。所得を賦課ベースとする社会保障目的の一般社会拠出金 (CSG : Contribution Sociale Généralisée) が 1991 年から導入されており、現在の税率は原則 9.2% であり、家族手当、医療保険、老齢保険等の財源として充当されている。

一方、社会扶助制度は、社会保険制度の給付を受けない障害者、高齢者、児童などの救済を目的とする補足的な制度であり、高齢者扶助、障害者扶助、家族・児童扶助などにより構成されている。社会扶助は租税を財源としており、給付を受けるには所得が一定額以下であることが条件となる。

¹ 医療、労災、家族、老齢 (年金) に続く社会保障の第五の部門として、2020年に新たに自立 (介護) が創設されている。

表 2-1-22 社会保障制度の運営組織

		一般制度	公務員制度・特別制度	非被用者制度	農業制度
		(対象：民間被用者)	(対象：公務員等)	(対象：自営業者等)	(対象：農業従事者)
保険料徴収機関		社会保障・家族手当保険料徴収組合 (Urssaf)	Urssaf、各制度の運営機関等	Urssaf	農業社会共済 (MSA)
給付事務運営・担当機関	老齢保険、補足年金	全国老齢保険金庫 (CNAV) 管理職年金制度総連合・補足年金制度連合 (AGIRC-ARRCO)	国家・地方公務員、国鉄 (SNCF)、パリ市民交通公社 (RATP) などの職域特別制度運営機関	全国自由業者老齢保険金庫 (CNAVPL) 弁護士全国金庫 (CNBF)	
	医療保険(医療、出産、障害、死亡)、労災保険(労働災害、職業病)	全国医療保険金庫 (CNAM)		CNAM	
	家族手当、障害者手当、住宅手当	全国家族手当金庫 (CNAF)		CNAF または使用者 (ex.国)	

表 2-1-23 社会保障における保険料の負担割合 (2023年1月1日現在)

保険等種類	使用者負担	被用者負担	算出算定基準
老齢保険	8.55%	6.90%	報酬限度額までの給与
	1.90%	0.40% (遺族手当充当分)	給与全額
医療保険	7.00%	なし	SMIC×2.5 までの給与
(医療、出産、障害、死亡、連帯)	13.00%	なし	SMIC×2.5 を超える給与
家族手当	3.45%	なし	SMIC×3.5 までの給与
	5.25%	なし	SMIC×3.5 を超える給与
住宅支援基金 (FNAL: Fonds national d'aide au logement) への拠出	0.5% (従業員 50 名以上の企業)	なし	給与全額
	0.1% (従業員 50 名未満の企業)	なし	報酬限度額までの給与
労災保険	事業所毎変動率 (平均 2.24%)	なし	給与全額

資料出所：欧州国際社会保障連絡センター (CLEISS) ホームページ

社会保障・家族手当保険料徴収連合 (URSSAF) ホームページ

仏連帯・保健省 社会保障局 (DSS)「Les chiffres clés 2020 de la sécurité sociale (édition 2021)」

(注) 報酬限度月額額は 3,666 ユーロ。年額 (×12 月) は 43,992 ユーロ。

(2) 所管省庁等

保健・予防省 (Ministre de la Santé et de la Prévention)、連帯・自立・障害者省 (Ministère des Solidarités, de l'Autonomie et des Personnes handicapées)、労働・完全雇用・社会復

婦省（Ministère du Travail, du Plein emploi et de l'Insertion）である。

2 社会保険制度（Assurance sociale）

（1）老齢保険（年金）制度（Assurance vieillesse）

日本の厚生年金に相当する法定基礎制度として一階建てで強制加入の職域年金が多数分立している。その中で最も代表的な制度が「一般制度」である。

法定基礎制度の他には、その支給水準の低さを補うために補足年金制度がある。元来は労働協約に基づく私的な制度であったが、現在では強制適用され、これも日本の厚生年金制度に相当する重要な役割を果たしている。補足年金制度は、労働協約の拡張制度（労働協約の当事者たる使用者と労働組合（及びその組合員）以外にも労働協約で定めたことを広く一般に適用する制度）により農業従事者等にも広く強制適用されている。

なお、政府は、マクロン大統領の選挙時の公約である普遍的な年金制度の創設や年金受給開始年齢の引上げを目的とした年金制度改革について、2023年1月10日に骨子を発表し、エリザベット・ボンヌ首相の「憲法49条3項」発動により、採決なしの強行採決で3月20日に成立したが、改革に反対する野党議員らが合憲性の審査を求めており、「6 最近の動向」参照）、今後の動きが注目される。

表 2-1-24 老齢保険（年金）制度

名称	一般制度	補足年金制度
根拠法	社会保障法典	労働協約
制度体系		一般労働者向けの制度と管理職員向けの制度がある。
運営主体	各職域年金の管理運営機構として金庫(caisse)が設置され、利害関係者から構成される理事会がその運営に当たっている。管理運営機構は全国老齢保険金庫（CNAV：Caisse Nationale d' Assurance Vieillesse）である。	管理職年金制度総連合・補足年金制度連合（Agirc-Arrco：Association Générale des Institutions de Retraite des Cadres - Association pour le Régime de Retraite Complémentaire des Salariés） ※2019年にAGIRCとARRCOが統合し発足。
被保険者資格	商工業被用者等（無職業者等は任意加入可能）	労働協約により異なる。
年金受給要件	支給開始年齢 62歳 満額支給開始年齢（定年退職年齢）は67歳	AGIRCとARRCOの平均支給開始年齢は、男性62歳6か月、女

	最低加入期間	1 四半期（3か月）。ただし、満額受給するためには拠出期間が 172 四半期に達している必要あり（1973 年生まれの場合）。	性 62 歳 10 か月（2020 年）。
	その他	満額受給するために必要な期間を超えて保険料を支払う場合は、1 四半期保険料を支払うごとに 1.25%増額される。	
給付水準		満額であれば従前賃金のうち最も高い 25 年間の平均賃金 50%（最低は 37.5%）。補足年金を受給する者も多く、両者を加えると所得代替率は男性 74.4%、女性 74.4%（2020 年）。 平均支給月額、法定基礎制度と補足年金制度の合計で 1,466 ユーロ（2020 年）。	
繰上（早期）支給制度		年齢と保険料拠出期間に応じて繰り上げ支給可能（例：1961 年生まれで 176 四半期以上加入している場合は、58 歳で受給可能）	労働協約により異なる。
年金受給中の就労		一定の条件を満たしている場合は、就労により得た報酬を全額、年金と合算して受け取ることができる。条件を満たしていない場合は、最低保障賃金の 160%（2734.85 ユーロ）又は年金受給開始前の賃金額（3 か月の平均月額）いずれか高い方を上限として、就労により得た報酬を年金と合算することができる。2017 年 4 月以降、上限を超えた収入分と同額を差し引いた年金が受給可能となった。	
財源	保険料	報酬限度額（月 3,666 ユーロ）まで、使用者負担 8.55%、被用者負担 6.90%（2023 年）。 給与全額から、使用者負担 1.90%、被用者負担 0.40%（遺族手当充当分） 年金分野の収入のうち、64.2%が保険料収入（2020 年）。	報酬限度額（月 3,666 ユーロ）まで：7.87%（使用者負担 4.72%、被用者負担 3.15%） 報酬限度額以上報酬限度額の 8 倍（月 27,424 ユーロ）まで：21.59%（使用者負担 12.95%、被用者負担 8.64%）等（2021 年）
	公費負担	CSG 以外の税財源等により一部負担するとともに、国庫からの移転がある（2020 年はそれぞれ、14.0%と 5.8%）。	-
その他の給付（障害、遺族等）	障害年金	障害の程度により基準額の 30%から 50%（+加算金）が支給される。 基準額はもっとも高い 10 年間の平均賃金。 障害を負った者が労働を再開した場合、障害年金と報酬を合算することができるが、合算額が、障害を負う前 3 か月の所得の額を 6 か月続けて超える場合は、支給が停止される。	労働協約により異なる。
	遺族年金	被保険者が死亡した場合、その配偶者又は配偶者であった者（55 歳以上）は、受け取ると見込まれていた額の 54%が支給される。遺族年金の上限額は年額 11,106.72 ユーロ。収入要件あり（単身生活者：21,798.40 ユーロ以下、カップル：34,877.44 ユーロ以下）収入上限を超えた分の年金はカットされる。 死亡した被保険者に受給権が発生していない場合又は支給開始年齢に到達していない場合も、遺族年金は支給される。加入期間が 60 四半期あれば最低 3,530.79 ユーロ。それより短い場合は期間に応じて減額される。 被保険者が複数回結婚していた場合は、寡婦（寡夫）の結婚	

		期間の長さに応じて分割される。	
実績	受給者数	約 1,475 万人（男性 654 万人、女性 821 万人）（2020 年）	約 1,321 万人（男性 610.1 万人、女性 710.9 万人）（2020 年 12 月）
	支給総額	1,327 億ユーロ（2020 年）	827.91 億ユーロ（2020 年）
	基金残高等	263 億ユーロ（2020 年 12 月）	-

1) 資料出所

仏保健・予防省

- ・調査研究政策評価統計局（DREES）「Les Retraités et les retraites édition 2022」
- ・調査研究政策評価統計局（DREES）「Le taux de remplacement du salaire par la retraite」（2015 年 7 月公表）
- ・社会保障局（DSS）「Les chiffres clés 2020 de la Sécurité sociale」
Agirc et Arrco 「Chiffres-clés」
Fonds de Réserve pour les Retraites (FRR) 「RAPPORT ANNUEL 2020」

(2) 医療保険制度（Assurance maladie）

フランスの医療保険制度は、法定制度として職域ごとに強制加入の多数の制度があり、各職域保険の管理運営機構として金庫（Caisse）が設置されている。具体的には、被用者制度（一般制度、国家公務員制度、地方公務員制度、特別制度（国鉄（SNCF）、パリ市民交通公社（RATP）、船員等））、非被用者制度（自営業者）等の様々な制度があるが、このうち一般制度に国民の 88%が加入している。これら強制適用の各制度の対象とならないフランスに常住するフランス人及び外国人は、2016 年 1 月から実施されている普遍的医療保護制度（PUMA：Protection Universelle Maladie）の対象となるため、現在、国民の 99.9%が保険制度でカバーされている。

このほか、共済組合や相互扶助組合等の補足制度がある。補足制度は任意制度であったが、2016 年 1 月より、使用者が一定の費用負担を行った上で、被用者を加入させることが義務となった。一方、フランスには、日本の国民健康保険のような地域保険がないため、退職後も就労時に加入していた職域保険に加入し続けることになる。

表 2-1-25 医療保険制度

名称	一般制度
根拠法	社会保障法典
運営主体	全国医療保険金庫（CNAM: Caisse Nationale de l'Assurance Maladie）
被保険者資格	商工業被用者（退職者を含む）
給付対象	被保険者・被扶養者

給付の種類	給付内容については、償還払いが基本であるが、入院等の場合には直接医療機関に支払われる。 ※2015年に成立した保健システム現代化法により、外来等償還払いを原則としていた部分についても、順次、医療機関への直接払いが実施されている。	
本人負担割合等	償還率は医療行為により異なるが、外来の場合は70%（かかりつけ医に相談しなかった場合は30%）、入院の場合は80%、通常の医薬品は65%が原則である。また、医療保険の償還の対象とならない定額の負担金が、診療（毎回1ユーロ）、入院（日額20ユーロ）や薬剤（一箱0.5ユーロ）といった区分ごとに設定されている。ただし、多くの場合、自己負担分は共済組合や相互扶助組合等によりカバーされており、これらによってカバーされない部分が最終的な自己負担になる。	
財源	保険料	SMIC×2.5までの給与の7.00%、SMIC×2.5を超える給与の13.00%を使用者が負担する。
	公費負担	被用者負担の一般社会拠出金（CSG）、目的税（タバコ、酒等）、国庫からの移転等の財源も重要となっている。負担割合は、それぞれ32.7%、29.5%、0.8%。なお、保険料収入は全体の32.4%。（2020年）
実績	加入者数	約5,920万人（全国民の88%が加入）（2019年）
	支払総額	2,199億ユーロ（2020年）

資料出所：仏保健・予防省

・社会保障局（DSS）「Les chiffres clés 2020 de la sécurité sociale（édition 2021）」

（3）家族給付（Prestations familiales）

家族給付は子育てにかかる支出の一部を補填する手当であり、出産時や養子迎え入れ時をはじめ、乳幼児期の保育、就学期の養育、ひとり親の子育て等、様々な状況に応じた手当がある。仕事と家庭の両立に関する家族給付は労働施策3（7）を参照。

イ 家族手当（Allocations familiales）

日本の児童手当に類似する給付として、子どもが2人以上（20歳まで）いる家庭に家族手当が支給される。フランスの家族手当は、すべての子どもの育児を社会全体で支援するという哲学のもと、所得の多寡にかかわらずすべての家族に対して同額が支給されることに大きな特徴があったが、2015年7月より所得に応じて支給額が変動するようになった。

表 2-1-26 家族手当の支給額（2023年1月現在）

子の人数	所得（年額）	基礎給付額（月額）	14歳以上の子どもへの加算
2人	71,194ユーロ以下	139.83ユーロ	+69.92ユーロ
	71,194ユーロ超 94,893ユーロ以下	69.92ユーロ	+34.96ユーロ
	94,893ユーロ超	34.96ユーロ	+17.49ユーロ
3人	77,126ユーロ以下	318.99ユーロ	+69.92ユーロ
	77,126ユーロ超 100,825ユーロ以下	159.50ユーロ	+34.96ユーロ
	100,825ユーロ超	79.75ユーロ	+17.49ユーロ
4人	83,058ユーロ以下	498.15ユーロ	+69.92ユーロ
	83,058ユーロ超 106,757ユーロ以下	249.08ユーロ	+34.96ユーロ
	106,757ユーロ超	124.53ユーロ	+17.49ユーロ

資料出所：全国家族手当金庫（CNAF）ホームページ

□ 障害のある子どもの養育手当（Allocation d'éducation de l'enfant handicapé）

20 歳未満の障害のある子どもの教育や養育の費用を補償することを目的として家庭に支給される。障害のある子ども 1 人につき基礎額月 140.53 ユーロが支給され、障害者権利自立委員会（CDAPH）が決定した障害の程度等に応じ補足がある。

ハ ひとり親支援手当（Allocation de soutien familial）

2022 年 11 月から支給額が 50%増額され、ひとり親でもう一方の親からの養育費が月 185.33 ユーロ未満の場合は、子ども 1 人につき月 185.33 ユーロが支給される。

ニ 新学期手当（Allocation de rentrée scolaire）

9 月の新学期に向けた学用品の購入支援のため、6 歳～18 歳の子どもを持つ世帯所得が一定額以下の家庭に対して支給される。支給額は子どもが 6 歳～10 歳の場合は 378.87 ユーロ、11 歳～14 歳の場合は 399.77 ユーロ、15 歳～18 歳の場合は 413.62 ユーロとなっている。

ホ 少子化対策の現状

INSEE が 2023 年 1 月に発表した数字によると、フランスで 2022 年に生まれた新生児は 72 万 3000 人で、1946 年以来、最も少なく、歴史的な低水準を記録した。フランスの合計特殊出生率は 2006～2014 年には 2.0 前後を記録していたが、2015 年からは低下し始め、2022 年は 1.80 となっている。このままの状況では、20～25 年後には年金制度が立ち行かなくなるという悲観的な見方もある。それでも、家族給付のイ～ニの手当、仕事と家庭の両立に関する家族給付²に加えて、子どもが多い世帯への税制優遇や年金加算、公教育の無償制を含め、多様な子育て支援が実施されている。2021 年 7 月から父親休暇が 28 日となり、そのうち 7 日間の取得を義務付けたこともその一つである。また、妊娠出産から産後のリハビリテーションを含む費用が全面無料化されている。

EUROSTAT によると、子ども・子育て支援に対する公的支出の国内総生産(GDP)比は、2019 年は 2.7%だった（2019 年の EU 平均は 2.3%）。3 歳未満のこどもの数は、2021 年 1 月年末時点で約 220 万人だが、全国家族手当公庫（Cnaf）が発表した数字では、託児所や認定保育ママなどの保育サービスの受け入れ能力は 2020 年 12 月末時点で 130 万 7700 人で、3 歳未満のこども 100 人あたり 58.8 人に相当する。そして 2021 年、3 歳未満の子どもを対象とした保育サービスの補助のために 140 億ユーロが投じられた（うち個人による保育サービスの利用を補助するために 49 億ユーロ、

² フランス労働施策 3（4）参照

託児所の運営補助と整備に 68 億ユーロ)。

3 公衆衛生施策

(1) 保健医療行政機関

保健医療行政機関は中央集権的な仕組みで、中央の責任官庁である保健・予防省 (Ministère de la Santé et de la Prévention) が、出先機関として、各地域圏に地域圏保健庁 (ARS : Agence Régionale de Santé) を設置している。

(2) 医療施設

医療施設としては、公立病院、民間非営利病院 (社団、財団、宗教法人)、民間営利病院 (個人、会社組織)、診療所 (個人) がある。病院の施設数・病床数については、2020 年において、公立病院が 1,347 施設、237,941 床、民間病院が 1,642 施設、148,962 床³となっている。

(3) 医療従事者

医師については国家試験がなく、大学卒業資格である医学国家博士号の取得により医師の資格を得る。現役の医師の数 (海外県を含む) は総合医 99,941 人、専門医 128,917 人の合計 228,858 人 (2022 年)⁴であるが、医師不足の問題から、近年は医学生数の枠を増加させる措置を講じている。また、医師数には地域差や診療科ごとの差があるという問題もある。医師の職業団体としては、全員強制加入の医師会と、職種又は政治的主張ごとに組織される医師組合があり、代表的な医師組合としてはフランス医師組合連合会 (CSMF : Confédération des Syndicats Médicaux Français) とフランス一般医組合 (MG France) がある。

4 公的扶助制度

(1) 制度の概要

フランスの社会扶助制度 (Aide sociale) は、社会保険制度の給付を受けない高齢者、障害者、児童などの救済を目的とする補足的な制度であり、数多くの困窮者救済策が国民連帯の思想に基づき発展してきた (表 2-1-27)。主要な制度としては積極的連帯収入 (RSA) 及び成人障害者手当 (AAH) 等があり、財源は国または県の負担である。なお、社会扶助の原則として、受給者の死後の被相続額が一定額を超える場合には、給付の回収が行われる。

³ 仏調査研究政策評価統計局(DREES)「Les établissements de santé – édition 2022」

⁴ DREES「data.Drees」

表 2-1-27 社会扶助給付受給者数（人）

	2020 年
積極的連帯収入（RSA）	2,058,100
成人障害者手当（AAH）	1,237,800
高齢者補足手当（ASV） 高齢者連帯手当（ASPA）	635,300
特別連帯手当（ASS）	354,700
障害者補足手当（ASI）	67,100
年金相当給付（AER-R）	200
一時待機手当（ATA）	600
寡婦手当（AV）	4,700
連帯収入（RSO）	7,900

資料出所：仏調査研究政策評価統計局（DREES）

「Minima sociaux et prestations sociales édition 2022」

（２）積極的連帯収入（RSA：Revenu de Solidarité Active）

25 歳（一定の就労実績がある場合は 18 歳）以上の低所得者が対象で、支給額は子の人数など家族状況によって異なる（表 2-1-28）。また、就労を促進するため就労収入が増加した場合に RSA の支給額を含めた家計の全体収入が漸増するように設定されている。

表 2-1-28 RSA 支給月額（ユーロ）（2023 年 1 月現在）

子の人数	単身世帯	ひとり親 （含ひとり親加算）	夫婦世帯
0	598.54	768.60	897.81
1	897.81	1024.80	1077.37
2	1077.37	1281.00	1256.93
1 人ごとに	+239.42	+256.19	+239.42

資料出所：全国家族手当金庫（CNAF）ホームページ

（３）成人障害者手当（AAH：Allocation aux Adultes Handicapés）

障害率⁵が 80%以上（一定の条件を満たせば 50%~79%の場合も可）である 20 歳（両親が家族手当を受給していない場合は 16 歳）以上の者に対して支給されるが、受給に当たっ

⁵ フランスでは、障害の程度について、等級ではなくパーセントで示される。数値が大きい方が障害の程度が重い。80%を超えると重度の障害とされる。

て、収入要件がある。月 956.65 ユーロで、他の手当と同時に受給している場合は、併給調整（支給額が減額される）の仕組みがある。

（４）高齢者連帯手当（ASPA : Allocation de Solidarité aux Personnes Agées）

非拠出制の老齢給付（一般制度）の基礎手当（どの老齢保険制度にも加入していない人を対象とする非拠出制年金）で、対象者は原則として 65 歳以上の者。支給額は世帯構成人数や所得により変動する。単身である場合は、月 961.08 ユーロ、夫婦世帯の場合は、月 1492.08 ユーロで、別途収入がある場合には、減額される（2023 年 1 月現在）。

5 社会福祉施策

（１）高齢者保健福祉施策

イ 在宅サービス

地域社会福祉センター（CCAS : Centre Communal d'Action Sociale）を經由したホームヘルプサービス等が行われている。財源は、社会保険の金庫、利用者負担等様々である。具体的なサービスとしては、余暇クラブの設立、高齢者レストランの設置、在宅介護サービスの提供等が行われている。近年は在宅介護の充実が課題となっており、各年金金庫、県及び市町村では、後述の高齢者自助手当（APA）の対象とならない高齢者を対象に、家事援助サービスを中心として、食事宅配サービスやデイケアセンター、リハビリ老人クラブ、高齢者移送サービス等を行っている。

ロ 施設サービス

集合住宅（Résidence autonomie : 2,291 施設、119,831 床）、長期医療ケア病床（Unités de soins de longue durée (USLD) : 592 施設、31,051 床）、要介護高齢者居住施設（EHPAD : 7,519 施設、611,673 床）など計 10,734 施設、769,489 床⁶の整備が図られている。（2019 年 12 月）

ハ 高齢者自助手当（APA : Allocation Personnalisée d'Autonomie）

日常活動に支障のある 60 歳以上の者が対象で、2020 年末現在 1,318,168 人⁷が受給している。

在宅サービスの場合、まず医師とソーシャル・ワーカーからなるチームが申請者の家庭を訪問し、申請者及びその家族の話し合いにより援助プランを作成しつつ、申請者の介護

⁶ 数値はマイヨット島を除く。資料出所：仏調査研究政策評価統計局(DREES)「Nombre de structures, places, personnes accueillies et personnels des établissements d'hébergement pour personnes âgées, au 31 décembre 2015 et 2019」

⁷ 数値はマイヨット島を除く。資料出所：DREES「L'allocation personnalisée d'autonomie (APA) - Bénéficiaires et dépenses des départements」

ニーズを把握する。そして、6段階からなる要介護状態区分（Gir：要介護度1が最重度、給付は原則要介護度1～4のみ）の認定について、医師を含む県の社会医療チームからの報告に基づき、県議会議長を長とする委員会が審査・提案し、県議会議長が決定する。施設サービスの場合、介護ニーズの把握は、医師の責任において施設によって行われる。なお、APA受給者の要介護度認定の状況は表2-1-29のとおり。

表 2-1-29 APA受給者の要介護度認定の割合（%）（2019年12月）

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	計
在宅	2	17	22	58	100
施設	15	44	18	24	100

資料出所：仏調査研究政策評価統計局（DREES）「L'allocation personnalisée d'autonomie（APA） - Bénéficiaires et dépenses des départements」

給付については、在宅サービスの場合、サービス経費から利用者負担額を差し引いたものとなり、サービス経費の月額上限(2023年1月)は、最重度の要介護度1が1914.04ユーロ、要介護度2が1547.93ユーロ、要介護度3が1118.61ユーロ、要介護度4が746.54ユーロとなっている。給付の対象となるサービスは家事援助、食事の介助、夜間の見回りサービス、介護器具購入費、住宅改修経費などである。施設サービスの場合、施設が設定した要介護度別介護料金に基づくサービス経費から利用者負担額を差し引いたものとなる。

（2）障害者福祉施策

実施主体は、国、県、社会保障金庫等である。サービスの内容としては、①施設入所福祉サービスとして、児童向けに知的障害児施設、運動障害児施設、重度障害児施設、再教育施設などがあり、成人障害者向けに障害者居住施設、障害者生活寮、重度障害者成人寮などがある。また、②在宅サービスとして、障害児教育のための地域支援センターの設置、各県の進路・職業委員会による職業指導等が行われている。全体としてなるべく普通の生活をする事が推奨されており、施設に対する需要は軽度障害者に対するものが減少し、重度障害者に対するものが増加している。

（3）児童健全育成施策

保育サービスとして、大きく分けて託児所（Crèche collective）によるものと個人（認定保育ママ）（Assistantes maternelles）によるものがある。

託児所は主に3歳未満の子どもを預かる施設で、集団託児所、ファミリー託児所、親が組織するペアレント保育所などの形態が認められている。利用者負担は、所得や扶養家族数によって異なる。

個人としての認定保育ママは、家族・社会扶助法典に基づき、県議会議長が許可する（指

導・監督は県の管轄下の母子保護センター)。事業開始に当たっては、80時間の研修を受ける必要があり、事業開始後3年以内にも40時間の研修を受ける必要がある(合計120時間)。対象となる子どもは、6歳未満で、サービスの料金や時間帯について利用者と認定保育ママとの間で自由に取り決めを行うことができるが、子ども1人当たりで最低賃金(SMIC)×0.281に相当する額以上の報酬を支払う等のルールがある。従事者数は約241,000人。認定保育ママ等を雇用して6歳未満の子どもを1人以上預けながら働いている親には、乳幼児受入手当(PAJE)の補助手当のなかの保育費用補助として手当が支給されるほか、税額控除がある。

なお、フランスでは3歳から⁸保育学校(école maternelle)と呼ばれる義務教育⁹が始まる。親の就労状況に関わらず、基本的に全員が入学し、放課後には学童保育もある。

6 最近の動向

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る動向

新型コロナウイルスの感染状況は、2022年1月後半の第5波でピーク(1日当たり新規感染者数約57万人)を迎えて以降改善している。フランス政府は、ワクチンパスの提示義務の中断(3月14日)、屋内でのマスク着用義務の解除(3月14日及び5月16日)など、順次、規制を緩和した。8月1日以降は、衛生緊急事態を終了させ、入国時に必要とされたワクチン接種証明や直近の陰性証明の提示といった国境における衛生措置を完全に解除した。8月以降も、小幅な波はあるものの、感染が大幅に広がることはなく、2023年1月現在、1日当たり新規感染者数は1万人を下回っている。

(2) 2023年社会保障予算法

イ 概要

2022年9月26日に閣議決定の上、国会に提出された2022年社会保障予算法案は、審議を経て同年11月25日に採択され、12月23日に公布された。

ロ 財政状況

2023年の社会保障財政支出総額(一般制度及び老齢連帯基金)は6,019億ユーロとなる見込みであり、その内訳は、医療部門が2,383億ユーロ、老齢(年金)部門が2,733億ユーロ、家族部門が553億ユーロ、労災部門が148億ユーロ、自立(介護)部門が374億ユーロ、老齢連帯基金が193億ユーロとなっている。

社会保障財政収支は、新型コロナウイルス関連の支出の減少や経済活動の回復による

⁸ 2019年の新学期より義務教育開始年齢が引き下げられた。

⁹ 公立学校または私立学校への就学その他、届け出により家庭において教育を実施することができる。家庭における教育を選択する場合、保護者は国の当局に届け出なければならない。(https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F1898、文部科学省 諸外国の教育動向2019)

収入の増加により、2022年の189億ユーロの赤字から、2023年は71億ユーロの赤字へと改善する見込みであるが、2026年でも116億ユーロ程度の赤字が存在する見通しである。

表 2-1-30 社会保障制度（一般制度）の部門別財政収支の推移（単位：10億ユーロ）

	2019	2020	2021	2022(P)	2023(P)
医療部門	-1.5	-30.5	-26.1	-21.9	-7.1
労災部門	1.1	-0.1	1.3	2.0	2.2
家族部門	1.5	-1.8	2.9	2.6	1.3
老齢部門	-1.3	-4.9	-1.1	-3.0	-3.6
自立部門	-	-	0.3	-0.4	-1.2
一般制度	-0.2	-37.3	-22.7	-20.7	-8.4
老齢連帯基金	-1.6	-2.5	-1.5	1.8	1.3
一般制度＋老齢連帯基金	-1.7	-39.7	-24.3	-18.9	-7.1

八 主な内容

- ・健康予防の強化：特例の年齢（20～25歳、40～45歳、60～65歳）における健康診断の実施、全ての成人女性に対する処方箋なしでの緊急避妊薬の無料提供、薬剤師・看護師・助産師による予防接種の拡大、喫煙防止のためのタバコ価格の上昇。
- ・医療へのアクセス状況の改善：医学の専門課程において、4年目のインターンシップを創設し、医師が不足している地域で勤務させる。
- ・ひとり親への支援の充実：ひとり親支援手当の倍増（2022年11月から実施）。
- ・高齢者保健福祉施策の充実：要介護高齢者居住施設に対する看護師の追加配置（3,000人）、高齢者自助手当に週2時間の社会的交流の機会を追加。

（3）年金制度改革法案の骨子

イ 概要

普遍的な年金制度の創設や年金受給開始年齢の引上げを目的とした年金制度改革法案については、マクロン大統領第1期の2020年1月に国会に提出されたが、新型コロナウイルスの感染拡大により審議が中断されていた。2022年5月からの第2期においても、年金制度改革は、引き続き取り組むべき課題とされ、2023年1月10日には法案の骨子が発表されたが、大規模のデモやストライキが起こるなど労組が反対しており、調整の難航が予想される。

ロ 主な内容

- ・現在、62歳である定年退職年齢（年金受給開始の権利が得られる年齢）について、64歳まで、2023年9月から毎年3か月ずつ引き上げる（64歳まで引き上がるのは2030年）。
- ・年金拠出期間について、現在、2014年の法改正により段階的な延長の途上にあり、2035年までに43年間（172四半期）まで延長されることになっていたが、これを2027年に前倒しで実現する。
- ・年金拠出期間が十分な人の年金支給最低保証額が月100ユーロ増額され、法定最低賃金（SMIC）の85%に設定される。
- ・早期から就労した人を対象とした早期退職制度について、適用を拡大する。現在は16歳以前に就労を開始した人が対象だが、これが18歳以前に就労を開始した人に拡大し、拠出期間44年を条件に、定年退職年齢より4歳早い退職を認める。
- ・育児休暇を取得した女性には、4四半期を限度に育児休暇期間を年金拠出期間として算定する。

八 審議の経緯

政府の年金改革案は、3月15日に両院合同委員会で最終案が策定され、上院は翌16日に可決。ボルヌ首相は下院の審議で、憲法第49条3項の規定を適用して強行採択した。政府の原案に加え、16～21歳で働き始めた人が43年以上の保険料納付を強いられないよう定年年齢を例外的に前倒しする、育児のための不就労期間を納付期間に一部算入することで女性の63歳定年を可能にする、シニア雇用のために新タイプの無期雇用契約を2026年までの期限付きで試験導入するなどの修正案が盛り込まれた。

（資料出所）

- 政府広報（Service-Public.fr）
<https://www.service-public.fr/>
- 保健・予防省
<https://solidarites-sante.gouv.fr/>
- 社会保障局（DSS）
「Les chiffres clés 2020 de la sécurité sociale (édition 2021)」
- 調査研究政策評価統計局（DREES）
「Les Retraités et les retraites édition 2022」
「Minima sociaux et prestations sociales édition 2022」
- 社会保障・家族手当保険料徴収連合（URSSAF）
<https://www.urssaf.fr/>
- 全国家族手当金庫（CNAF）
<https://www.caf.fr/>